

中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（見解）

一九九九年十二月二〇日

日本高等学校教職員組合

大学入試のあり方などについて審議してきた中央教育審議会は十六日、「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」の答申を発表しました。『受験競争』は全体として緩和される方向」であるとして現状を肯定し、大学入試制度の抜本的改革をさけ、国民の要求に応えたものにはなっていないといわざるを得ません。中間報告の際、各紙も「肩すかし」（読売）、「存在意義が問われる」（毎日）、「どう実現するかを示せ」（朝日）と厳しい評価を下し、全教の意見書をはじめ、各界から注文・要望が寄せられながら、最終答申は基本的には中間報告に変更を加えていません。以下、日高教としての見解を述べます。

一、答申の述べる「改革」の大前提に「多様化」があり、それに応じた大学と大学入試、という考えをうちだしていますが、そこに大きな問題があります。わが国の大学は、戦後の新制大学の出発にあたって、すでに旧制度の大学（旧七帝大など）と、専門学校、師範学校から昇格した大学との間に大きな格差がありました。その後の大学政策の中でも、講座制、学科制、課程制大学などの区別によって事実上予算配分、定員配置などをおして格差と差別は、温存され、拡大されてきました。また、国公立大と私学、私学相互の格差も大きいものがあります。

社会の高等教育への増大する要求に正しく応えるためには、まずはこの大学格差の是正とすべての大学の充実がはからなければ、問題の基本的な解決はありません。

二、戦後一時期をのぞき、教育政策の根本にある、一部のエリートと大多数の従順な労働者育成という、財界・大企業従属の自民党教育政策への反省も批判も答申にはまったくありません。「受験競争激化や『学（校）歴偏重』社会」を問題にしているものの、根本への反省や批判がないところに抜本的打開の道はありません。それどころか、これらの問題の原因を「戦後の単線型の教育制度」に求め、「中等教育学校」「大学院大学」など「複線型教育制度」をすすめていくということであれば、まさに「戦前型教育制度」への回帰を求めることに他なりません。また、「キャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせる教育）」を小学校段階から実施する」と述べていますが、基礎学力の欠如と企業への「忠誠心」の注入はより明確となり、早期選抜・早期教育が横行し、その結果、競争の低年齢化は避けられず、「選択の自由」「個人責任制」の名のもとに子どもの「能力」と親の「経済力」とによって教育を「買う」事態（いわゆる教育の私事化）はいっそうすすみ、「教育荒廃」はさらに進行することになるでしょう。

三、「受験競争」をめぐる現状認識について、答申は、少子化にともない「理論上」は二〇〇九年に希望者全員が大学に入学できるようになり、「希望者の多い特定の大学」をのぞいては競争は緩和されると強調すると同時に、一方、「少しでも『よい大学』への入学を目指して、依然として受験競争がおこなわれている状況」があり、高校での教育が「受験対応型」に偏ったり、受験準備教育の低年齢化を引き起こしている」と指摘し、その原因が『学力』が高い学生が多い大学が『よい大学』という価値観』にあるとしています。

大学受験を頂点とした受験競争が「緩和されている」どころか、高校間格差を広げ、中学・小学校までさかのぼって日本の教育をゆがめ、子どもたちに大きなストレスを与えていることは、国連子どもの権利委員会が日本政府に警告しているように国際的にも明らかであり、深刻なものがあります。

また、「受験競争の激化や『学校歴偏重』社会の問題」を生み出した原因を「戦後の単線型の教育制度の下」の進学率の上昇に伴う国民の「人並み意識」「横ならび意識」にあるとし、つくられた大学間格差とそのもとの能力主義にもとづく競争激化を生み出した教育政策の責任を回避しています。

四、高校受験や大学受験の「改善」に関しても基本的には「適格者主義」を堅持しており、現状を大きく変えるものにはなっていない。答申の中心は「大学と学生のよりよい相互選択」にあると思われませんが、各大学（学部・学科）や入試方法のさらなる「多様化・特色化」を推奨し、大学と受験生の双方に「選択の自由」とそれに伴う「自己責任」を課すとしています。が、「選択の自由」を真に享受できるのは一部の受験生にすぎないという現実を見ようとしません。

答申は、大学入試センター試験の改善についても述べており、「試験問題作題への高校関係者の参加の促進（日高教の申し入れに対するセンター側回答では、二年前から実施している）」「試験成績の個人への開示」「資格試験的な取り扱い」など、この間の日高教等の要求の一部反映ととれるものがあるものの、参加する私学も含め全国の国公立大学を序列化し、受験競争の「全国区」をつくりだしてきたセンター試験の廃止や各大学の二次試験手続き前の成績開示、自己採点にあたる受験産業の過剰な介入等についてはまったく触れていません。また、資格試験化についても「各大学の多様な利用方法」としたり、大学入学者選抜の改善、大学入試センターの具体的な改善方策についてもその検討を大学審議会にゆだ

ねるなど無責任なものとなっています。

五、子どもの学力の現状について、答申は「おおむね良好であり、維持されている」とのべ、大学生の学力も「低下していると断定することはできない」としています。競争による学力のゆがみや空洞化などを実感している小中高校の現場の実感からあまりにもかけ離れ、多くの大学人や各界の指摘にも耳を傾けない認識といわなければなりません。

高校の「多様化」、高校入試の多様化・多元化にあわせ、大学入試もさらなる多様化を求めています。高校の入試「改革」同様、大学においても「新学力観」入試の弊害が懸念されます。すでに、「一芸」入試や「少数科目」受験等により、「分数のできない大学生」など「学力低下」の指摘がありますが、大学入試のさらなる多様化・評価方法の多元化により、いっそう子どもたちの「学力の空洞化」はすすむことになるでしょう。さらには、「新学力観」評価により、高校一学年から大学入試を意識した、「関心・意欲・態度」を装う高校生活を余儀なくされることは、友人・親・教師等との率直な交流の中で豊かな発達をはかるべき学校生活を無味乾燥なものとし、人格形成に重大な影響を与えることとなります。

六、答申は、希望するすべての中学卒業生に高校教育を保障する視点にはたっていません。あくまで、設置者や各学校の責任において、学校の「特色」にみあった「適格者」を選抜する方向をいっそう強くうちだしています。それは、競争を激化させ、格差・序列化された学校が全体として、「それなりの」子どもたちを受け入れることを求めているにすぎません。高校・大学にいたるまで「多様化」をつらぬき、新国家主義にもとづく、人間像の育成をねらうものです。このことは、答申の「初等中等教育の役割」のうち「各学校段階の教育目標」を羅列したなかにもあるように、社会に対しての「健全な批判力を養う」（学校教育法）など、よりよい社会をめざす変革の主体としての主権者を育てる視点を削ぎ落とし、国家・社会の変化に主体的に対応する一員としての人間づくりを意図していることにも示されています。

七、多くの反対を押し切り独立行政法人通則法や各省庁設置法等からなる中央省庁改革関連法が成立し、文部省も国立大学の独立行政法人化を容認しましたが、これが実施されるならば、私学を含む大学の大がかりな再編・解体がすすむこととなります。今回の答申が述べる、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」もこうした政策の中で、「大学生き残り」をかけた大学間競争に位置づけられ、文教政策に忠実な「受入方針」、「大学づくり」になることが危惧されます。大学の「多様化」「特色づくり」がこうした競争の目玉として作用することは明らかです。

現在、文部省は、「個性重視」と称して、学習指導要領や学校制度改変を通じて新たな競争と選別を強める「多様化」教育、複線型教育を学校と子どもに押しつけています。小中学校の学区「自由化」、高校の「多様化」再編をとまなう統廃合、大学の再編など、「新自由主義」による市場原理の教育への導入が強行され、一方、学校評議員制度の実施、校長権限の強化、職員会議の補助機関化、教職員への成績主義の導入など管理強化も「教育改革」の名の下にすすめられています。中等教育ですすめられている総合学科や中等教育学校の制度化なども、答申は「児童・生徒の多様化に即した学校制度の多様化」と肯定し、評価しています。その上で、「後期中等教育段階における多様性と高等教育段階における多様性との『接続』」を強調し、大学入試制度をいっそう多様化せよというのです。教育を「多様化」再編する文部省の上からの「教育改革」を後押しし、大学入試制度を変えることによってその促進をはかる、これが今回の答申のねらいといえます。

文字通り希望するすべての中学卒業生に後期中等教育を保障すること、学区を縮小し高校間格差をなくすること、学校間が競争の関係でなく地域に根ざす学校として協力しあえるようにすること、すべての中学・高校間で連携がすすみ、近い将来には選抜をなくすること、どの子どもにもゆきとどいた教育が保障できるように三十人以下学級を早期に実現するなど教育条件整備をすすめること、どの高校にすすんでも大学・就職のいずれの進路も保障できるようにすることなどの諸課題が今、教育行政に求められています。

また、財界・企業の求めに応じた大学教育、大学入試制度ではなく、憲法・教育基本法に明記された権利としての教育を保障する教育政策や進学率の上昇にもなって多様な要求と能力を持って入学してくる生徒に対して共通に習得すべき教育内容の吟味が求められています。社会に生活するすべての人々に人類の知的財産を学習する機会を平等に保障し、人々の知的関心に応える研究・教育を行い、その成果を人々の生活や文化の向上につなげるような大学づくりをすすめる必要があります。それらを実現するために必要な教育条件整備等の政策化をはかることです。これらの実現のために、日高教は今後も全力をつくす決意です。